

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月2日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社TGTホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6098
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CFO兼コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社TGTホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社TGTホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月16日付で提出した公開買付届出書（2025年5月26日付及び2025年5月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及びその添付書類である同日付公開買付開始公告（2025年5月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第2項但書に基づき、2025年5月29日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年5月30日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能となったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月12日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い（以下、当該届出を「外為法事前届出」といいます。）、同日付で受理されております（注）。

当該外為法事前届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該外為法事前届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5か月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の各待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、財務大臣及び事業所管大臣から、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止の勧告を受けずに待機期間が終了した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(注) 本公開買付けの決済の開始日時における公開買付者の資本構成によっては、公開買付者が外為法第26条第1項に規定される「外国投資家」に該当する可能性が否定できないため、公開買付者は、本株式取得に関して外為法事前届出を行いました。下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、インテグラル及びインテグラル5号投資事業有限責任組合のほか、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited PartnershipであるInnovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.が本間接出資ストラクチャーにより公開買付者に対して出資を行う予定であり、Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.の公開買付者に対する出資額によっては（本書提出日現在は未定です。）、本公開買付けの決済の開始日時において、Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.が公開買付者の議決権の過半数を保有している可能性があります。なお、上記待機期間が終了する前に、外為法事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年5月12日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い（以下、当該届出を「外為法事前届出」といいます。）、同日付で受理されております（注）。

当該外為法事前届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2025年5月30日より公開買付者による対象者株式の取得が可能となっております。

(注) 本公開買付けの決済の開始日時点における公開買付者の資本構成によっては、公開買付者が外為法第26条第1項に規定される「外国投資家」に該当する可能性が否定できないため、公開買付者は、本株式取得に関して外為法事前届出を行いました。下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、インテグラル及びインテグラル5号投資事業有限責任組合のほか、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipである Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.が本間接出資ストラクチャーにより公開買付者に対して出資を行う予定であり、Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.の公開買付者に対する出資額によっては（本書提出日現在は未定です。）、本公開買付けの決済の開始日時点において、Innovation Alpha L.P.、Initiative Delta L.P.及びInfinity Gamma L.P.が公開買付者の議決権の過半数を保有している可能性があります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付 2025年5月22日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第630号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2025年5月22日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第631号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

外国為替及び外国貿易法

該当事項はありません。

(訂正後)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付 2025年5月22日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第630号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付 2025年5月22日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第631号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

外国為替及び外国貿易法

許可等の日付 2025年5月29日

許可等の番号 JD第193号

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる外為法事前届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年5月16日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項の定めによる事前届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ若しくは国の安全等に対する対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合若しくは当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

< 後略 >

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面(対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について)

外為法第27条第2項但書に基づき、2025年5月29日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2025年5月30日から公開買付者による対象者の普通株式の取得が可能となったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、日本銀行が2025年5月29日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。